

「商業銀行のクレジットカード事業における原則・方法・要件を定めるタイ国銀行告示」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

商業銀行のクレジットカード事業における原則・方法・要件を定めるタイ国銀行告示

●商業銀行のクレジットカード事業における原則、方法及び要件を定めるタイ国銀行告示 第ソーノーソー 16 / 2552 号

- 1、告示の事由（省略）
- 2、法律に基づく権限（省略）
- 3、適用範囲

本告示は金融機関法に基づく全ての商業銀行に適用する。

4、廃止する告示及び通達

仏暦二五五一年八月三日付けの商業銀行のクレジットカード事業における原則、方法及び要件を定めるタイ国銀行告示第ソーノーソー 72 / 25512 号を廃止する。

5、内容

5・1、本告示において、

「クレジットカード」とは、現金支払いに代えて商品代金、サービス代金もしくはその他の代金支払いに使用するために、または現金引き出しに使用するために、商業銀行が定めた原則及び方法に基づきカード会員または消費者に商業銀行が発行したカードを意味する。ここに商品代金、サービス代金もしくはその他代金を前もって支払ったカード〔注／プリペイドカード〕は含まない。

「親カード（バット・ラック）」とは、クレジットカードに基づく債務履行に十分な収入または財務ポジションを有するカード会員もしくは消費者に商業銀行が発行したクレジットカードを意味する。

「子カード（バット・サーム）」とは、親カード会員の一定の金額の範囲内での支払いに使用することに親カード会員が承諾し、親カード会員が子カードによって生じた全ての債務履行の責任者となる、カード会員もしくは消費者に商業銀行が発行したクレジットカードを意味する。

「事業用クレジットカード（ビジネスカード／コーポレートカード）」とは、官公庁、国の機関、国営企業または事業の要望及び要請に基づき商業銀行が発行し、上述の組織または事業がそのクレジットカードの使用によって生じる債務の弁済責任者となる種類のクレジットカードを意味する。

「事業（キッチャカーン）」とは株式会社、公開株式会社、有限パートナーシップ、法人普通パートナーシップ、その他の法人、または法人の地位にないパートナーシップを意味する。

5・2、原則

カード会員または消費者へのクレジットカード発行において、商業銀行はクレジットカード申請書の目的に沿った資格を審査しなければならない、申請者からの要求を受けずに（Pre-approved）クレジットカードを発行してはならない。

5・2・1、クレジット会員の資格

（1）親カード会員

カード会員または消費者が以下のいずれかの要件を満たす時、商業銀行はカード会員または消費者に親カードを発行することができる。

（1・1）諸来源から合計で月1万5000バーツ以上、または年18万バーツ以上の所得がある。このとき所得の来源に係る明確な証拠が示されなければならない。

（1・2）法律に基づき公衆からの預金を引き受けることができる金融機関に預けた預金口座におけるキャッシュフローから検討して、過去6か月以上に月平均して1万5000バーツ以上のインフローがあり、商業銀行がクレジットカードに基づく支払いに十分な財務ポジションにあると判断できるところの自営業からの所得を有する、または所得を有していた者である。

（1・3）許可するクレジットカードの利用限度額の保証となる商業銀行の預金がある、または商業銀行、国家機関もしくは設置法のある国営企業によって発行された債務性証券を有する。

（1・4）法律に基づき公衆からの預金を引き受けることのできる金融機関に、6か月以上の期間にわたって50万バーツ以上の定期預金がある。

（1・5）法律に基づき公衆からの預金を引き受けることのできる金融機関への定期預金もしくは普通預金、または債務性証券への投資、もしくはミューチュアルファンドへの投資のいずれか、またはそれらを合わせて6か月以上の期間にわたって100万バーツ以上ある。

仏暦二五四七年（西暦二〇〇四年）四月一日より以前からのクレジットカード会員で、月1万5000バーツまたは年18万バーツ未満の合計所得しかない者については、当該会員が継続して良好な債務返済歴があり、1年遡って2回を超えて違約したことがなく、各回30日以内であれば、商業銀行は当該会員に対してクレジットカードの期限延長を検討することができる。

（2）子カード会員

商業銀行は親カード会員と結ぶ契約下に第5・2・1項（1・1）～（1・5）に基づく資格のない者、または定期所得のない者に子カードを発行することができる。このとき子カード会員の利用限度額は親カード会員の限度額の範囲内でなければならない、親カード会員は全ての子カードから生じる債務の弁済の責に任じる。

（3）事業用クレジット会員

商業銀行はカード申請者の組織または事業の堅固性及び財務ポジションを審査しなければならない。このとき当該組織または事業の名でカードを所持する者の個々の資格を審査する必要はない。

ここに、商業銀行は事業用クレジットカード会員の資格の件における原則遵守を監督し、カード会員または消費者に一般的に適用しているクレジットカード基準から逃れるための道として利用されないようにしなければならない。

5・2・2、限度額規定及び増額申請の許可審査

(1) 親カード

(1・1) 限度額規定

各カード会員に許可する限度額は、第5・2・1項(1・1)及び(1・2)に基づく月額平均所得または預金口座へのキャッシュインフローの5倍を超えてはならない。または第5・2・1項(1・4)に基づく定期預金額の10%、もしくは第5・2・1項(1・5)に基づく定期預金額、普通預金額、債務性証券及びミューチュアルファンドへの投資額の合計の10%を超えてはならない。

(1・2) 増額申請

限度額の増額を望む新規カード申請者及び既存カード会員は、クレジットカードに係る詳細、及びクレジットカード申請または増額申請時の限度額をもれなく、かつ正しく通知しなければならず、商業銀行は当該通知が正しくないことが判明すればカード所持の取り消し結果を招くことになる当該通知の重要性についてカード会員に通知しなければならない。

継続して良好な債務返済歴があり、1年遡って2回を超えて違約したことがなく、各回30日以内である仏暦二五四七年(西暦二〇〇四年)四月一日より以前からのクレジットカード会員については、第5・2・2項(1・3)に基づく場合、または当該カード会員の元の限度額が月額平均所得もしくは預金口座への平均キャッシュインフローの5倍未満である場合を除き、商業銀行はそのカード会員の限度額を増額できない。

(1・3) 緊急の場合の一時的な増額申請

商業銀行は緊急の場合、カード会員に対して第5・2・2項(1・1)に基づき定めた限度額を超えて一時的に増額を検討することができる。このとき増額の許可、及び第5・2・2項(1・1)に基づく限度額を超える部分について当該利用額が明示された第二回目のクレジットカード口座総額の通知書に基づき返済期限までに全額をカード会員は返済しなければならないとする特別の合意をなす責任者を定める。第5・2・2項(1・1)に基づく限度額を超えていない利用の債務弁済の部分については、商業銀行は第5・2・4項に定めた債務返済請求の原則に従わなければならない。

(2) 事業用クレジットカード

商業銀行は事業者の債務者への一般的な信用供与の検討と同じように相当性に基づき限

度額を検討する。

5・2・3、クレジットカード利用に係る利息、諸サービス料金、及び違約金

クレジットカード利用に係る利息、諸サービス料金及び罰金の請求において商業銀行は、商業銀行がクレジットカード事業で請求できる利息、諸サービス料金及び違約金の件における実行原則についてのタイ国銀行布告に従う。

5・2・4、債務返済請求及び債務返済の催告

商業銀行は債務返済請求及び債務返済の催告にあたって以下に従わなければならない。

(1) 商業銀行がカード会員または消費者に分割払いを望む場合、分割払いに係る原則を定めなければならない。このときカード会員または消費者は残額合計の10%以上の各回の最低支払額を支払う。ただし緊急の場合の一時的な限度額から生じた債務については、カード会員は5・2・2項(1・3)に基づき全額を支払わなければならない。

(2) 法律に基づく債務履行の実行の20日以上前にカード会員または消費者への催告書があるようにしなければならない。

(3) 支払日または決済日より10日以上前にカード会員または消費者に請求書を送付する。ここに利息、諸サービス料金及び延滞債務における違約金がある場合は、請求書に当該項目の計算の詳細を示す。

(4) カード会員または消費者が支払期限日から3か月を超えて支払わなかった場合、商業銀行はそのカード会員のクレジットカード利用を直ちに取消す。

5・2・5、債務の種類変更

以下の要件に従う場合を除き、商業銀行がクレジットカード利用によって生じた債務を当座貸越口座契約に基づく債務、もしくはその他の種類の信用供与契約に基づく債務に移す、または変更することを禁じる。

(1) 事前にカード会員または消費者から書面で承諾を得る。

(2) 債務残額合計の10%以上を各回の最低支払額と定めなければならない。ただしカード会員に資する債務再構成のための実施、特に利息、諸サービス料金及び違約金の引き下げの件においての実施であればその限りではなく、商業銀行は債務再構成に係る諸契約の証拠書類をすべて、かつ法律に基づき有効性を有するように作成しなければならない。

(3) 利息、諸サービス料金及び違約金の請求は第5・2・3項に従わなければならない。

(4) そのカード会員または消費者のカード利用及びクレジットカード口座を直ちに廃止しなければならない。

(5) 当該債務の付け替えまたは変更は、債権の等級付け及び引き当て、または正しくない資産リスト及び債務の届け出の事由となる行為であってはならない。

ここに、当座貸越口座契約に基づく債務にまだ付け替えていないクレジットカード利用によって生じた債務は、その利息を元金に組み入れ、その組み入れた金額で利息を計算することはできない。

5・2・6、カード会員または消費者の情報に係る実施と管理

(1) 商業銀行はカード発行認可審査及びカード会員の支払い能力に相当かつ一致したクレジットカード利用限度額を決めるため、カード申請者に係る情報を重要視し、正しく全て揃える。このときカード申請者の個人履歴、カード数及び受け取った全てのクレジットカード利用限度額、その他情報を知るために、クレジット情報会社のような信用できる中央情報源からの情報を使用する、または共同で情報を利用するために情報センターを共同で設立する。

(2) 商業銀行は以下の場合を除き、カード会員または消費者の情報を秘密に保持しなければならない。

(2・1) カード会員または消費者から書面で承諾を得ての公開。

(2・2) 義務に基づく、または捜査に資する、もしくは訴訟審理に資する公開。

(2・3) その商業銀行の会計監査人への公開。

(2・4) クレジット情報会社へのクレジット情報送付。

(2・5) 法律が定めた実施に資する公開。

5・2・7、訴えがあった時の遂行

商業銀行はカード会員または消費者がクレジットカード利用に係る訴えをなした時、検査を実施し、訴えを受けた日から7日以内に、カード会員または消費者に検査結果の進展度を通知するとともに、その後のプロセスを説明し、その訴えの内容についての解決を終わらせ、速やかにそのカード会員または消費者に知らせる。

5・2・8、クレジットカード事業のリスク管理

(1) 商業銀行はクレジットカード事業実施における方針及び計画を定め、毎年、商業銀行の取締役提出し、承認を受けなければならない。ここに当該方針及び計画はクレジットカード・サービス提供における指針を伴わせるとともに、カード会員の収入レベルに沿って顧客へのサービス提供目標を立てる。

(2) 商業銀行は商業銀行担当職員の規約または行動規定があるようにする、または新規カード会員の開拓、もしくは旧カード会員に対する新種信用供与提案の件で商業銀行に代わって行為をなすための代理人任命契約において明記しなければならない、さらに以下を遵守させる。

(2・1) 新規カード会員を探すための連絡、または旧カード会員への連絡は、月曜から金曜日までは8時～20時、公休日は8時～18時までとする。

(2・2) 新規カード会員獲得、または新規カード会員へのカード認可において現金、物品または何らかの特典カードを贈ることを禁じる。ただし1期以上カードを通じた支払いがあったときはその限りではない。

(3) 商業銀行は以下のようにクレジットカード・サービス提供におけるリスク管理システムがあるようにしなければならない。

(3・1) クレジットカード許可申請者の資格及び債務支払能力レベルに基づくクレジットカード利用限度額の審査システム。

(3・2) 債務者が債務支払いで問題を有し始めた時、または合意に従って債務支払いができない時に催促通知できる催告システム、並びに諸ケースにおける催告の戦略。

(3・3) 各カード会員のカード利用における行動及び形態に適合した限度額の再検討、変更に資するための各カード会員の利用及び債務支払いにおける行動の追跡システム。

(3・4) クレジットカード・サービス提供に係る方針及び計画の策定及び再検討に使用するための管理情報システム。

5・2・9、帳簿作成及び報告

商業銀行はタイ国銀行が定めた書式に基づき報告またはデータを作成し、タイ国銀行が定めた期間もしくは回ごとに当該報告またはデータをタイ国銀行に送付しなければならない。

5・2・10、本告示に定めた事項は預金口座から現金を引き出す、または商品もしくはサービスの代金を決済するためのデビットカードの発行の場合に対し、そのカードの利用時に適用しない。

6、適用開始日

本告示は官報公示日の翌日から施行する。[官報公示日は2009年7月30日]

●クレジットカード事業者のクレジットカード事業における原則、方法及び要件を定めるタイ国銀行告示第ソーノーソー18/2552号

1、告示の事由 (省略)

2、法律に基づく権限 (省略)

3、適用範囲

本告示は金融機関法に基づく全ての金融機関ではないクレジットカード事業者に適用する。

4、廃止する告示及び通達

添付書類 1 に基づくタイ国銀行告示及び通達を廃止する。

5、内容

5・1、本告示において、

「親カード（バット・ラック）」とは、クレジットカードに基づく債務履行に十分な収入または財務ポジションを有するカード会員もしくは消費者にクレジットカード事業者が発行したクレジットカードを意味する。

「子カード（バット・サム）」とは、親カード会員の一定の金額の範囲内での支払いに使用することに親カード会員が承諾し、親カード会員が子カードによって生じた全ての債務履行の責任者となる、カード会員もしくは消費者にクレジットカード事業者が発行したクレジットカードを意味する。

「事業用クレジットカード（ビジネスカード／コーポレートカード）」とは、官公庁、国の機関、国営企業または事業の要望及び要請に基づきクレジットカード事業者が発行し、上述の組織または事業がそのクレジットカードの使用によって生じる債務の弁済責任者となる種類のクレジットカードを意味する。

「事業（キッチャカーン）」とは株式会社、公開会社、有限パートナーシップ、法人普通パートナーシップ、その他の法人、または法人の地位にないパートナーシップを意味する。

「支店（サムナックガーン・サーカー）」とは、クレジットカード認可審査手続き、カード会員の情報調査、及びカード会員から支払い受け取りのいずれか、またはその全ての件において、クレジットカード事業のためクレジットカード事業者の本店から分離した事務所を意味する。このとき本店またはその他の事業地に保管されたカード会員の情報にアクセスできるコンピュータ・システムを有するか否かを問わない。ここに、以下については支店に含まない。

(1) サービス紹介書類を配ったり、公衆の申込書を受け取る、もしくは情報を調査するところの新規カード会員を探すための広報サービス所。クレジットカード認可審査手続きにはまだ入っておらず、カード会員からの情報調査の検査及び支払い受け取りがない広報サービス所。

(2) 郵便局、またはクレジットカード事業者のものではないその他の料金支払い受取所のような、クレジットカード事業者に代わり支払いを受け取り、もしくは広報、書類配布、サービス紹介、または申込書の受け取り及び情報調査のためにクレジットカード事業者が任命した代理人の事務所。

(3) 臨時に諸展示会に設けたサービス所（ブース）。

(4) タイ国銀行が今後定めるところの事務所、サービス所またはその他の場所。

5・2、原則

カード会員または消費者へのクレジットカード発行において、クレジットカード事業者

はクレジットカード申請書の目的に沿った資格を審査しなければならない、申請者からの要求を受けずに（Pre-approved）クレジットカードを発行してはならない。

5・2・1、クレジット会員の資格

（1）親カード会員

カード会員または消費者が以下のいずれかの要件を満たす時、クレジットカード事業者はカード会員または消費者に親カードを発行することができる。

（1・1）諸来源から合計で月1万5000バーツ以上、または年18万バーツ以上の所得がある。このとき所得の来源に係る明確な証拠が示されなければならない。

（1・2）法律に基づき公衆からの預金を引き受けることができる金融機関に預けた預金口座におけるキャッシュフローから検討して、過去6か月以上に月平均して1万5000バーツ以上のインフローがあり、クレジットカード事業者がクレジットカードに基づく支払いに十分な財務ポジションにあると判断できるところの自営業からの所得を有する、または所得を有していた者である。

（1・3）許可するクレジットカードの利用限度額の保証となる商業銀行の預金がある、または商業銀行、国家機関もしくは設置法のある国営企業によって発行された債務性証券を有する。

（1・4）法律に基づき公衆からの預金を引き受けることのできる金融機関に、6か月以上の期間にわたって50万バーツ以上の定期預金がある。

（1・5）法律に基づき公衆からの預金を引き受けることのできる金融機関への定期預金もしくは普通預金、または債務性証券への投資、もしくはミューチュアルファンドへの投資のいずれか、またはそれらを合わせて6か月以上の期間にわたって100万バーツ以上ある。

仏暦二五四七年（西暦二〇〇四年）四月一日より以前からのクレジットカード会員で、月1万5000バーツまたは年18万バーツ未満の合計所得しかない者については、当該会員が継続して良好な債務返済歴があり、1年遡って2回を超えて違約したことがなく、各回30日以内であれば、クレジットカード事業者は当該会員に対してクレジットカードの期限延長を検討することができる。

（2）子カード会員

クレジットカード事業者は親カード会員と結ぶ契約下に第5・2・1項（1・1）～（1・5）に基づく資格のない者、または定期所得のない者に子カードを発行することができる。このとき子カード会員の利用限度額は親カード会員の限度額の範囲内であればならず、親カード会員は全ての子カードから生じる債務の弁済の責に任じる。

（3）事業用クレジット会員

クレジットカード事業者はカード申請者の組織または事業の堅固性及び財務ポジションを審査しなければならない。このとき当該組織または事業の名でカードを所持する者の

個々の資格を審査する必要はない。

ここに、クレジットカード事業者は事業用クレジットカード会員の資格の件における原則遵守を監督し、カード会員または消費者に一般的に適用しているクレジットカード基準から逃れるための道として利用されないようにしなければならない。

5・2・2、限度額規定及び増額申請の許可審査

(1) 親カード

(1・1) 限度額規定

各カード会員に許可する限度額は、第5・2・1項(1・1)及び(1・2)に基づく月額平均所得または預金口座へのキャッシュインフローの5倍を超えてはならない。または第5・2・1項(1・4)に基づく定期預金額の10%、もしくは第5・2・1項(1・5)に基づく定期預金額、普通預金額、債務性証券及びミューチュアルファンドへの投資額の合計の10%を超えてはならない。

(1・2) 増額申請

限度額の増額を望む新規カード申請者及び既存カード会員は、クレジットカードに係る詳細、及びクレジットカード申請または増額申請時の限度額をもれなく、かつ正しく通知しなければならず、クレジットカード事業者は当該通知が正しくないことが判明すればカード所持の取り消し結果を招くことになる当該通知の重要性についてカード会員に通知しなければならない。

継続して良好な債務返済歴があり、1年遡って2回を超えて違約したことがなく、各回30日以内である仏暦二五四七年(西暦二〇〇四年)四月一日より以前からのクレジットカード会員については、第5・2・2項(1・3)に基づく場合、または当該カード会員の元の限度額が月額平均所得もしくは預金口座への平均キャッシュインフローの5倍未満である場合を除き、クレジットカード事業者はそのカード会員の限度額を増額できない。

(1・3) 緊急の場合の一時的な増額申請

クレジットカード事業者は緊急の場合、カード会員に対して第5・2・2項(1・1)に基づき定めた限度額を超えて一時的に増額を検討することができる。このとき増額の許可、及び第5・2・2項(1・1)に基づく限度額を超える部分について当該利用額が明示された第二回目のクレジットカード口座総額の通知書に基づき返済期限までに全額をカード会員は返済しなければならないとする特別の合意をなす責任者を定める。第5・2・2項(1・1)に基づく限度額を超えていない利用の債務弁済の部分については、クレジットカード事業者は第5・2・4項に定めた債務返済請求の原則に従わなければならない。

(2) 事業用クレジットカード

クレジットカード事業者は事業者の債務者への一般的な信用供与の検討と同じように相当性に基づき限度額を検討する。

5・2・3、クレジットカード利用に係る利息、諸サービス料金、及び違約金

クレジットカード利用に係る利息、諸サービス料金及び罰金の請求においてクレジットカード事業者は以下の原則、方法及び要件に従う。

(1) カード申請審査に使用するため、クレジットカード申請を望むカード会員または消費者に対し、本告示（添付書類2）に基づきタイ国銀行が定めた書式に従い、その時点で適用しているクレジットカード利用における利息、違約金、サービス料金、手数料およびその他の費用に係る詳細を通知しなければならない。

(2) 告知日または告知の詳細変更日と同一日以内に全業務地の公開された場所に(1)に基づく詳細の告知を掲示しなければならない。ここにクレジットカード事業者は告知の詳細変更または何らかの要件の変更開始日の少なくとも三〇日前までに事前にカード会員または消費者に知らせなければならない。

(3) 未払い債務における利息、または違約期間中の利息、もしくは延滞違約金、カード会員または消費者からの手数料もしくはその他サービス料金の請求は、合算して年20%を超えてはならない。ここにクレジットカード事業者はカード会員または消費者に資するため、支払い立替日、集計日、もしくはカード会員または消費者が請求書に基づき支払う、または決済される日から日数を計算することができる。

(3)に基づく手数料およびその他サービス料金は、(1)に基づきタイ国銀行が定めた書式に示された業務における手数料、及び(4)(5)に基づくサービス料金または手数料、もしくは何らかの費用、並びに(7)に基づく費用を含まない。

(4) タイ国銀行が(1)に基づき定めた書式に従った項目以外の、カード会員または消費者からの手数料、サービス料金もしくは何らかの費用の請求について、クレジットカード事業者は事前にタイ国銀行から許可を得なければならない。

(5) クレジットカードによる現金引き出しサービスにおける手数料及びその他費用の請求について、クレジットカード事業者はその引き出し金額の3%以下を請求できる。

(6) 公務機関が一般店舗と同じようにクレジットカード事業者に対して手数料を支払うことのできない租税支払いのためのクレジットカード利用手数料、及び租税徴収任務を有する公務機関に対する手数料、並びに公務上の手数料については、クレジットカード事業者は以下のようにする。

(6・1) 公務機関に代わりクレジットカード利用手数料を支払うことで顧客から承諾を得る、または契約にその旨を示しておく。

(6・2) クレジットカード事業者が請求する手数料は、租税額及びクレジットカードを通じて支払う手数料額の2%以内でなければならない。

(7) クレジットカード事業者は以下の金額に基づきカード会員または消費者に費用を請求できる。

(7・1) 債務支払いの追跡、催告によって生じた実際の費用額に基づく、そのケースに相当の費用。ここに、クレジットカード事業者は以下の時に当該費用をクレジットカード

ド会員に請求できる。

(7・1・1) 債務支払いを意図的に違約した債務者の追跡、催告で実際に生じた費用である。かつ

(7・1・2) クレジットカード事業者が他社または外部に支払わなければならない費用である。このとき検査可能な支払いの証拠があり、事由に相当の額で、自動債務追跡システムの費用、水道・電気代もしくは従業員月の月給といったクレジットカード事業者の通常費用は含まない。

ここにクレジットカード事業者は(7・1・1)及び(7・1・2)に基づく追跡、催告によって生じた費用を二重請求することはできない。

(7・2) 小切手返還の場合の罰金は1回につき200パーツ以下とする。

(8) クレジットカード事業者が違約金計算のために(3)に基づく違約金及び(7)に基づく費用を延滞債務額に合算することを禁じる。

5・2・4、債務返済請求及び債務返済の催告

クレジットカード事業者は債務返済請求及び債務返済の催告にあたって以下に従わなければならない。

(1) クレジットカード事業者がカード会員または消費者に分割払いを望む場合、分割払いに係る原則を定めなければならない。このときカード会員または消費者は残額合計の10%以上の各回の最低支払額を支払う。ただし緊急の場合の一時的な限度額から生じた債務については、カード会員は5・2・2項(1・3)に基づき全額を支払わなければならない。

(2) 法律に基づく債務履行の強制の20日以上前にカード会員または消費者への催告書があるようにしなければならない。

(3) 支払日または決済日より10日以上前にカード会員または消費者に請求書を送付する。ここに利息、諸サービス料金及び延滞債務における違約金がある場合は、請求書に当該項目の計算の詳細を示す。

(4) カード会員または消費者が支払期限日から3か月を超えて支払わなかった場合、クレジットカード事業者はそのカード会員のクレジットカード利用を直ちに取消す。

5・2・5、債務の種類変更

以下の要件に従う場合を除き、クレジットカード事業者がクレジットカード利用によって生じた債務を移す、または債務の種類を変更することを禁じる。

(1) 事前にカード会員または消費者から書面で承諾を得る。

(2) 債務残額合計の10%以上を各回の最低支払額と定めなければならない。ただしカード会員に資する債務再構成のための実施、特に利息、違約金、諸サービス料金及び手数料の引き下げの件においての実施であればその限りではなく、クレジットカード事業者

は債務再構成に係る諸契約の証拠書類をすべて、かつ法律に基づき有効性を有するように作成しなければならない。

(3) 利息、違約金諸サービス料金及び手数料の請求は第5・2・3項に従わなければならない。

(4) そのカード会員または消費者のカード利用及びクレジットカード口座を直ちに廃止しなければならない。

5・2・6、カード会員または消費者の情報に係る実施と管理

(1) クレジットカード事業者は、カード発行認可審査及びカード会員の支払い能力に相当かつ一致したクレジットカード利用限度額を決めるため、カード申請者に係る情報を重要視し、正しく全て揃える。このときカード申請者の個人履歴、カード数及び受け取った全てのクレジットカード利用が限度額、その他情報を知るために、クレジット情報会社のような信用できる中央情報源からの情報を使用する、または共同で情報を利用するために情報センターを共同で設立する。

(2) クレジットカード事業者は以下の場合を除き、カード会員または消費者の情報を秘密に保持しなければならない。

(2・1) カード会員または消費者から書面で承諾を得ての公開。

(2・2) 義務に基づく、または捜査に資する、もしくは訴訟審査に資する公開。

(2・3) そのクレジットカード事業者の会計監査人への公開。

(2・4) クレジット情報会社へのクレジット情報送付。

(2・5) 法律が定めた実施に資する公開。

5・2・7、訴えがあった時の遂行

クレジットカード事業者は、カード会員または消費者がクレジットカード利用に係る訴えをなした時、検査を実施し、訴えを受けた日から7日以内に、カード会員または消費者に検査結果の進展度を通知するとともに、その後のプロセスを説明し、その訴えの内容についての解決を終わらせ、速やかにそのカード会員または消費者に知らせる。

5・2・8、帳簿作成及び報告

クレジットカード事業者は、本告示末尾に定めた書式に基づくデータ・セットの名称及びデータ作成の説明に従ってデータ・セットの形でデータを作成しなければならない。このとき仏暦2546年のタイ国銀行のデータ管理システムに係る電子的方法によるデータ交換面の管理についてのタイ国銀行規則に定められた方法及び原則に従い、報告月末日から21日以内に毎月、当該データ・セットを送付する。ここにタイ国銀行は、クレジットカード事業者がタイ国銀行にデータを送付する日に電子通信システムを通じてデータ・セットに基づきデータを受け取り、タイ国銀行のデータ管理システムの初期検査（ベーシック・ヴ

アリレーション)の原則を通過したものとみなす。

5・2・9、その他の件

(1) クレジットカード事業者はクレジットカード事業実施における方針及び計画を定め、毎年、クレジットカード事業者の取締役会に提出し、承認を受けなければならない。ここに当該方針及び計画はクレジットカード・サービス提供における方向性を伴わせるとともに、カード会員の収入レベルに沿って顧客へのサービス提供目標を立てる。

(2) クレジットカード事業者はクレジットカード事業者担当職員の規約または行動規定があるようにする、または新規カード会員の開拓、もしくは旧カード会員に対する新種信用供与提案の件でクレジットカード事業者に代わって行為をなすための代理人任命契約において明記しなければならず、さらに以下を遵守させる。

(2・1) 新規カード会員を探すための連絡、または旧カード会員への連絡は、月曜から金曜日までは8時～20時、公休日は8時～18時までとする。

(2・2) 新規カード会員獲得、または新規カード会員へのカード認可において現金、物品または何らかの特典カードを贈ることを禁じる。ただし1期以上カードを通じた支払いがあったときはその限りではない。

5・2・10、本告示に定めた事項は預金口座から現金を引き出す、または商品もしくはサービスの代金を決済するためのデビットカードの発行の場合に対し、そのカードの利用時に適用しない。

6、適用開始日

本告示は官報公示日の翌日から施行する。[官報公示日は2009年7月30日]

(おわり)